

令和2年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

日 時	令和3年1月15日（金）13時30分～15時00分
開催場所	横浜市役所 18階会議室（なみき14・15）
出席者	門谷委員、藤井委員、梅原委員、熊坂委員、高橋委員、水野委員、西尾委員、原田委員、稲田委員、山野上委員、霧生委員、田中様（小泉委員代理）
欠席者	大江委員、北川委員、服部委員
開催形態	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今回に限り、傍聴中止。
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員紹介 3 会長及び職務代理者の選出について 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱 4 自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の制度改正について（神奈川運輸支局） 5 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）横浜市福祉有償移動サービス運営指針について （2）道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（2団体） （3）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（5団体） （4）道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（9団体） （5）道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議（2団体） 6 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）道路運送法第79条登録団体の変更報告について （2）事故報告について（2団体） （3）コロナ禍における横浜市福祉有償移動サービスの実施状況について （4）令和2年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事概要 7 その他
決定事項	決定事項 ・協議事項(1)から(5)までについて合意
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員紹介 （事務局）これまで、横浜移動サービス協議会理事長の岡村委員にご出席いただいていたが、昨年お亡くなりになった。岡村委員は、移動サービスだけではなく、広く福祉のまちづくりやバリアフリー等に情熱を注いで活動されていた。同法人の後任として、服部様が理事長に就任されたことを受け、本協議会委員にお願いをした。 3 会長及び職務代理者の選出について （事務局）横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱、第5条「協議会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。」となっている。今回、委員の改正に伴い、新しく会長を決めたいと思う。 （山野上委員）前回会長を引き受けてくださった西尾委員はどうか。

(委 員) 異議なし。

(事 務 局) それでは、西尾委員に会長をお願いしたいと思う。また、運営協議会運営要綱第5条第3項に、「会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。」となっている。西尾会長に職務代理者を指名していただきたい。

(西尾会長) それでは、横浜市健康福祉局地域福祉保健部長の霧生委員をお願いをしたいと思うが、いかがか。

(委 員) 異議なし。

(西尾会長) 本運営協議会は、いろいろな立場の方がかかわっている。事業者の立場、当事者の立場、相談や支援に繋げていく方々の立場で議論し、より良い公共サービスを地域で作り上げていく、大事なものだと感じている。積極的なご意見をいただきたいと思う。委員紹介の際に話があったが、岡村委員がお亡くなりになった。情熱をもって進めてこられた移動サービスをさらに発展できるように、皆さんのご協力を得て進めていければと思っている。

4 自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の制度改正について（神奈川運輸支局）

【福祉有償運送の対象の追加及び整理】

(山野上委員) 旅客の範囲について、今まで「二：その他」として名簿に記載していた利用者を、今回の処理方針の変更によって、例えば「ロ：精神障害者」「ハ：知的障害者」に整理・振り分けることによって、旅客の範囲の拡大の協議が必要になるのか。

(神奈川運輸支局) すでに、旧「二：その他」に該当していた利用者が、今回新しい区分の「ロ」や「ハ」に該当になる場合は、新しい項目への移行となり、旅客の範囲の拡大には当たらない。

(山野上委員) 今回の処理方針の改正は令和2年11月にあったが、毎年5月末に提出をする実績報告書についても、3月末に新しい旅客の範囲の区分に整理をし、今回提出する実績報告に記載するのか。

(神奈川運輸支局) 令和2年度分の輸送実績については、新しい旅客の範囲の区分で提出していただく必要がある。

(山野上委員) 今までは、旧の旅客の範囲の区分で実施してきたが、輸送実績報告書を作成する時までには、利用者の区分を再度確認する作業が出てくるということか。

(神奈川運輸支局) その通り。

(山野上委員) それは実施団体にとっては、非常に大変なことである。多くの利用者がいる団体にとっては、とても難しい。多分、データベース化し、機械的に日々の送迎を処理していると思う。それを手作業で変更をしていくというのは、困難なことである。年度の切り替え等もあるので、救済処置等検討はしてもらえないか。負担が大きすぎる。

(神奈川運輸支局) 輸送実績については、道路運送法の中で、5月末と決められている。現状、救済措置等はない。ご意見として預かる。

【事業者協力型自家用有償旅客運送】

(山野上委員) 今までは、(車両が5両以上ある場合) 有資格者の運行管理責任者を団体の中から選任していたが、これからは緑ナンバーの事業者に部分的に契約ができれば、お願いができることになった。しかし、福祉有償運送で収受できる対価は変わらない。このような仕組みであっても、実現可能なこと(協力する事業者はある)だと想定され、道路運送法の改正をおこなったと思う。事例等あれば、情報提供して欲しい。

(門谷委員) 個人タクシーの事業主が、近くの福祉有償運送団体やデイサービスの送迎の運送を行ってもよいのか確認したい。その際の料金についても、個人タクシーでは認可料金を収受しているが、福祉有償運送等で合意が得られた料金で送迎を行っても良いのか。

(神奈川運輸支局) この件については、あくまでも委託である。一義的には、(事業者の) 車両を使用するという事は考えない。あくまで、運行管理及び車両整備の管理については委託ができるということである。個人タクシーについては、運転者のみになるので該当はしないが、運行管理の資格を有している方が法人タクシーにはいる。資格を有している方に、運行管理等を委託するという点が主になる。車両については、一部の例外を除き、事業車両は使用しないため、今までどおり、団体が所有する自家用車両または運転者が持ち込む自家用車両となる。運転者に関しても、団体に登録する運転者が行う。認可運賃については、車両を使用しないため、団体が運営協議会で合意が得られた対価の収受が想定されている。

(山野上委員) 福祉有償運送の対価設定でやっている中で、今までも団体で選任されている運行管理責任者や整備管理の責任者は、費用を受け取っていない。資格取得のための受講費用等は団体で出すが、業務についてはボランティアでやっている。今回の改正で、事業者の方の力を貸してもらえるのは有難いが、それに対する費用が払えない以上、事業者の方に関わってもらえるか難しい課題だと思う。

【有償運送の対象の追加】

(門谷委員) 今回の変更の中に、「観光客を含む来訪者」とある。福祉有償運送のサービス提供として、病院や施設と自宅間の送迎というのが主な運送であるという認識であった。観光客を追加するという事で、例えば、横浜から箱根までの依頼があった場合は、引き受けても良いということか。

(神奈川運輸支局) 基準に照らし合わせると、横浜の運送地域の中で利用者が乗車し、箱根で降車することは違反ではない。自家用有償運送が始まった経緯として、公共交通を利用することが難しい方のために、ちょっとしたお出かけを含めた送迎を行うという目的がある。その点を踏まえると、そもそもは名簿に記載されている利用者の送迎が最優先である。その中には、透析のために通院されている方等もいる。名簿の記載のある利用者を優先することが想定されるが、観光の引き受けがあった際、利用者は要件(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)に該当している方で、

利用頻度やどのような形で訪れるか等、いろいろなことが考えられる。地域活性化等あった中で、交通・移動手段等でこのような考え方があったことが基になり、今回改正になった。実際どのように運用されていくかは、まだ想像できていない。

(西尾会長) 制度が改正され、関心の高いところでもある。

(熊坂委員) 今回の改正の中で、利用者のメリット・デメリットが見えてこない。利用者の声はどこに反映されているのか、よく分からない。

(神奈川運輸支局) 改正について、利用者の目線というところで、このような意見があることは預かる。今回、利用者の要件区分が分かれたことについては、旧【二】にあった精神障害や知的障害の方の利用が、全国的に増えてきていることを考え、利用者の要件区分として独立した項目にした。利用者目線のメリットというのは、今回の改正では大きく変わったものはないが、意見があったことは行政として受け止める。

(西尾会長) 改正点について、勉強させていただいた。法的根拠に基づく項目が整理され、利用者の要件も増えた。運送の対象の追加により、観光客又は来訪者の引き受けができるようになり、また事業者協力型自家用有償旅客運送という仕組みの導入により、運行管理や車両整備において、事業者へ委託することが出来るようになったことが、主な改正点であったかと思う。運用については、横浜市福祉有償移動サービス運営指針にも反映される。また輸送実績についても、今後事務局との調整になるかと思う。

5 協議事項

(1) 横浜市福祉有償移動サービス運営指針について

(門谷委員) 運営指針7使用車両の中に、「なお、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込みは、以下に留意して行うものとする。」とある。先ほどの説明では、認可運賃の車両を使用してはいけないというものであったが、これはどうなのか。

(神奈川運輸支局) 禁止とは言っていない。原則は使用しないと。これは、どういう場合を想定しているかという、何かしらの理由で、使用を予定していた車両が使えなくなった場合に委託先の車両を使用することができる、ということ。使用した場合は、使用した旨、日時等報告書を作成し、登録元への報告が必要となる。

(門谷委員) 個人タクシーは月2日定休日がある。その2日間であれば、事業計画違反にもならないので、車両を福祉有償運送に使用しても良いのか。

(神奈川運輸支局) 前提として、委託先の想定は、いわゆる法人タクシーである。法人タクシー等で、運行管理や車両整備を委託する中で、万が一の場合、車両の使用ができるといった想定になっている。

(門谷委員) 個人タクシー事業者であっても、運行管理責任者の資格を持っている者もいる。個人タクシーはすべてダメであるということか。

(神奈川運輸支局) そうではない。有資格者がいる場合は、事業者として委託契約することが出来る。

(山野上委員) 法人タクシーと委託契約を結んでいる場合、団体が使用している車両

が故障し、委託先の緑ナンバーの車両が、団体の活動を行うことは可能ということか。

(神奈川運輸支局) 可能ではあるが、緑ナンバーの車両を運転できるのは、法人タクシーの運転手に限る。

(山野上委員) 利用者から収受する対価は、団体が協議会で合意を得た対価しか収受できないのか。

(神奈川運輸支局) その通り。また運転者に関しては、自家用有償旅客の基準が適用されるため、セダン車であれば、タクシー会社から選任された運転者が、2種免許だけでなく、セダン等講習やヘルパー等の資格がないと自家用有償の運送はできない。ただし、UDタクシー（ユニバーサルデザインタクシー）は、福祉車両となるため、2種免許だけで対応できる。

(西尾会長) 運営指針の改定について、法改正をうけて、変更を行ったということだが、いかがか。また改定のタイミング（日付）はいつになるのか。

(事務局) 合意が得られれば、本日の日付となる。

(西尾会長) 運営協議会で決定をした日付となるということである。

(山野上委員) 今説明のあった車両の件について、緊急時の場合は、法人タクシーの車両を使用することが出来るということ、この運営指針の中にも入れておかないと理解しにくい。

(事務局) 今回については、国土交通省令の改正ということで、全国一律のものであるため、このような形になっている。委員の皆様からの意見にもあったように、実際の運用にあたっては、まだまだ詰めるところがあると思う。横浜市と神奈川運輸支局とで話をしていきながら、実際にはきっちりと運用をしていきたいと思っている。

(西尾会長) まずは、今回の運営指針の改定を認めて、運用する中で、今後必要な改正点については、随時改正をしていくといったことでよろしいか。課題は、運用する中で出てくると思うので、その都度協議ができればと思う。運営指針は、事務局からの提案のあった形で合意が得られたということによろしいか。

(委員) 異議なし。

(2) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（2団体）

(西尾会長) 質問等なければ、合意したということによろしいか。

(委員) 異議なし。

(3) 道路運送法第79条更新登録団体申請に係る協議（5団体）

(西尾会長) 今年3月、4月に有効期限を迎える5団体についての説明であったが、合意したということによろしいか。

(委員) 異議なし。

(4) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（2団体）

(西尾会長) 質問等なければ、合意したということによろしいか。

(委員) 異議なし。

	<p>(5) 道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議 (2 団体) (西尾会長) 2 団体とも、障害のある方の施設送迎ということで、定員も 2 名までとなっている。質問等なければ、合意したということによろしいか。 (委 員) 異議なし。</p> <p>6 報告事項について (事 務 局) 委員の皆様から多くの意見をいただいた。時間も超過しており、これ以降は報告事項になっているので、よろしければ、委員の皆様から電子メール等でご意見をいただければと思うが、よろしいか。 (西尾会長) 報告事項は、書類をみていただくという形でお願いしたい。 (事 務 局) ご意見については、また事務局から委員の皆様にもメール等を送るので、お待ちいただきたい。最後の 7 その他については、情報提供資料となっている。</p> <p style="text-align: center;">(閉 会)</p>
<p>意 見</p>	<p>運営協議会閉会后、委員の皆様にも「6 報告事項」について、電子メールにより以下のとおりご意見をいただいた。</p> <p>(1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告 ・車両数の減少が多々見受けられる。</p> <p>(2) 事故報告について (2 団体) ・交通事故というより、介護中の事故である。 ・家族・介護福祉士の立場からとして、支援環境の観察・把握から瞬時の判断がなされなかった事故と感じた。 ・対象者がお二人とも高齢で、転倒のリスクがあり、転倒してしまった場合、その後の支援も必要となることを、十分に配慮していただけると良いと思う。</p> <p>(3) コロナ禍における横浜市福祉有償移動サービスの実施状況について ・感染予防をしても、感染してしまう可能性がある。しかし、安全・安心のためには、出来る限りの感染予防を行っていただきたい。 ・利用者の減少に加え、高齢の運転者が自粛するケースもあり、運営が大変という事業主の方から聞いた。また感染予防も、利用者の協力が得られない場合もある。利用者や従業員・自分の感染のリスクを心配する中、メンタル面の負荷が大きいという話もあった。 ・地域にある移動サービスの方に状況を聞いた。感染予防をしながら運行しているが、利用する人がかなり減っているとのことであった。必要な活動なので、気をつけながら行って欲しいと思う。</p> <p>(4) 令和 2 年度第 1 回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事概要 ・コロナ禍の中では書面協議は仕方ないと思う。</p>

その他

- ・ コロナ禍の中、人を集められない状況で協議をしなければならず、ご苦労様です。出来るだけの協力はさせていただきますので今後ともよろしく願います。
- ・ 利用者目線から、（今回の制度改正について）単純に有償移動サービスが利用しやすくなる、利用対象に観光客が追加され嬉しいとの理解ですが、利用料金がどうなるかが理解しにくかった。移動に関わる方への利用者・家族からの声として、感謝を伝える。

（ 以上 ）